

# 業務指示書

## エチオピア国産業振興プロジェクト（投資促進・工業団地開発）

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年11月9日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 鈴木 智良 Suzuki.Tomoyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年11月15日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

#### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- (○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。
- ( ) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- ( ) 外国籍人材の活用を認めます。
- ( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。
- (○) 外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

- 注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。
- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
  - ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：海外における工業団地開発に係る業務経験

##### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／投資促進戦略・ビジネス環境改善戦略）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

1) 類似業務の経験：投資促進戦略・ビジネス環境改善戦略に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：エチオピア 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 工業団地開発計画/インフラ揮発・維持管理体制】

1) 類似業務の経験：工業団地開発計画/インフラ揮発・維持管理体制に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：エチオピア 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 地域経済/雇用創出】

- 1) 類似業務の経験：地域経済/雇用創出に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：エチオピア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2016年11月25日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
  - ・郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
  - ・持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）  
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- (○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。  
( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) その他（以下に記載の経費）

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(ETB1 = 4.591200 円 , US\$1 = 100.606000 円 , EUR1 = 112.785000 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）

会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。  
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／投資促進戦略・ビジネス環境改善戦略  
工業団地開発計画／インフラ揮発・維持管理体制  
地域経済／雇用創出

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

64.00 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年7月)」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年12月22日(木)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点\*
- ⑤ 価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

#### (2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))



(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。  
本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年10月）」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社/子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- ( ) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- ( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

#### 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以 上

プロポーザル評価表  
エチオピア国産業振興プロジェクト（投資促進・工業団地開発）

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/投資促進戦略・ビジネス環境改善戦略	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 工業団地開発計画/インフラ揮発・維持管理体制	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 地域経済/雇用創出	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. 業務の背景

エチオピアは、2025年までに中所得国となるという「ビジョン2025」を掲げ、近年は年平均約10%の高い経済成長を維持している。政府は産業振興を重要視しており、2015年12月に議会承認された第二次5カ年開発計画(the Second Growth and Transformation Plan: GTP2) (2015年~2020年)では、品質・生産性・競争力の強化(カイゼンの拡大)、外国投資促進、輸出振興、中小企業振興、産業人材育成等を通じて、製造業のGDPシェア増加、輸出における製造業シェア増加、製造業における雇用の創出等を図るとともに、GTP1期間に続き、GTP2期間中も10%以上の経済成長を行うことを目標としている。

GTP2では、工業団地開発や税制上のインセンティブ付与等の施策によって外資系企業を誘致し、製造業分野の付加価値拡大や国内企業への技術移転を図ることを、戦略として定めている。エチオピアでは、エチオピア投資委員会(Ethiopian Investment Commission: EIC)が投資促進機能を担い、投資家サービスの改善やシステムの整備に取り組んでいる。但し、EICの能力は不十分で、投資家への情報・相談サービス、各種の許認可を取り扱うワンストップサービス(One Stop Service: OSS)、アフターケアやサポート体制は十分には機能していない。工業団地開発については、EICが規制・監督、工業団地開発公社(Industrial Parks Development Corporation: IPDC)が開発・運営を担っている。エチオピア政府は、操業中のボレレミ1、2016年7月に開所式を行ったハワサに加え、今後メケレ、コンボルチャ、ボレレミ2、キリント等、アディスアベバ近郊及び地方部に新たに11カ所の工業団地開発を計画しているが、EICの規制能力、IPDCの開発・運営の実務的なノウハウの不足が課題と認識されている。

また、近年外国投資が進み、経済成長が続く一方で、国内格差の問題も表面化している。エチオピア政府は投資インセンティブ付与の一環で外資系企業向けに有利な条件で土地を提供しているが、土地収用に際して地元住民には十分な補償が支払われておらず、外資系企業がビジネス利益を上げる中で地元住民はその恩恵を受けていないとして、地元地域の不満が高まっている事実もある。今後さらに経済成長を図る上では、国内全体にその恩恵を行き渡らせることもエチオピア政府の現在の大きな課題となっている。

なお、外国投資に限らず、現政権の運営に対する抗議活動が昨年よりオロミア州及びアムハラ州で続いており、エチオピア政府は2016年10月8日付で非常事態宣言を発出してその対応を図っている。

JICAはこれまで、プロジェクト研究として実施した産業政策対話(フェーズ1及びフェーズ2)(2009~2016)、輸出振興のための産品ブランディング支援(チャンピオン商品アプローチ実践支援調査)(2012~2016)や、投資促進分野の基礎情報収集・確認調査(2015)等を実施し、2016年4月~8月に工業団地開発専門家を派遣してきた。

エチオピア政府は以上の現状及び課題の下、JICAによる支援も踏まえ、産業政策対話の継続を通じたGTP2の産業振興部分の実施促進と共に、投資促進、工業団地開発、輸出振興といった具体的施策の策定・実施に係る協力の要請を行った。JICAは要請に基づきエチオピア政府関係機関と協議を行い、2016年7月5日にプロジェクトに係る合意文書(Record of Discussion: R/D)を締結した。同プロジェクトは産業政策対話、投資促進・工業団地開発、輸出振興の3つのコンポーネントにより構成され、本業務はこれらコンポーネントの内、投資促進・工業団地開発に関するものである。

## 2. 業務の概要

### (1) 業務の目的

本業務は、エチオピアにおいて外国投資誘致活動・手続きの改善、工業団地開発・運営能力の強化を行うことにより、エチオピアの産業振興と雇用創出に寄与することを目的とする。

### (2) 対象地域

エチオピア全土

### (3) 関係機関

エチオピア投資委員会 (Ethiopian Investment Committee: EIC)

工業団地開発公社 (Industrial Parks Development Corporation: IPDC)

## 3. 業務の範囲

本業務は、2016年7月5日にJICAとEIC、IPDC、その他関係機関との間で署名された合意文書(R/D)に基づき実施されるものであり、「2. (1) 業務の目的」を達成するため、「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「5. 業務の内容」に示す事項の活動を行うとともに、「6. 成果品等」に示す報告書を作成するものである。

## 4. 実施方針及び留意事項

### (1) EIC及びIPDCとの活動内容の合意状況

JICAはR/Dを踏まえつつ、より具体的な活動内容についてEIC及びIPDCと協議を行った。協議を踏まえて合意した活動内容について、2016年8月24日に両機関に文書で情報共有を実施している。業務実施に際しては基本的に同内容に基づき実施するとともに、必要に応じて関係機関と合意しつつ、より効果的・効率的に業務実施を行うこと。

### (2) 専門家チームによる業務の質の向上

本業務は、投資政策・投資環境の分析・改善、企業の意向を踏まえた外国投資の誘致

促進、工業団地開発・運営のインフラ・サービス両面の改善、途上国政府機関の能力向上等の投資促進分野の幅広い課題に対応することを主眼として実施するものであるため、各課題に知見を有する業務従事者から成るチームを形成し、業務従事者間の密な連携を確保することで、業務全体の質を高めるよう配慮すること。

#### (3) 業務実施プロセス全般を通じた IPDC 及び EIC の能力強化

IPDC は国営工業団地の開発・運営機関として、2014 年 11 月に新たな法律の下に設立された新しい組織であり、その組織能力は開発の途上にある。現在ほとんどの社員が工業省等の政府機関出身者であり、これまでの工業団地開発・運営経験は極めて限られている。そのため、本プロジェクトの実施プロセス全般が IPDC の能力強化に資するものとなるよう留意しつつ業務を行うこと。例えば、各分野のコンサルタントが担当業務を実施する際、IPDC 内で当該業務を担当する社員と共同でサイト視察や各種業務を行い、On the Job Training (OJT) による能力強化を行う等の対応が必要となる。

また、EIC についても特に工業団地の規制・監督等の経験はまだ一切ないため、同様に能力強化に努めること。

#### (4) 地域経済・雇用創出への貢献

投資促進による経済成長を図る上では、外貨獲得にばかり目を向けるのではなく、同時に地場産業育成や雇用創出等、投資誘致先の地元地域も十分に裨益するよう努めることがエチオピア政府の大きな課題となっており、今後 EIC 及び IPDC も具体的に対応することが求められる。本業務実施に際しては、適宜この視点に基づき地域経済や雇用創出への効果の拡大と可視化に努めること。特に工業団地開発支援にあたっては、地元政府・住民との十分な合意形成が進められていることを確認する。

#### (5) エチオピア政府による日本企業投資促進支援

エチオピア政府側からは、全般的な外国投資誘致に加え、日本企業の投資誘致を高く期待されている。そのため、本業務においてはエチオピア政府による日本企業の投資誘致についての支援を行う。具体的にはエチオピア進出に関心を有する日本企業及びジェトロ等の投資促進機関からのニーズの聞き取りや、これら企業との意見交換を積極的に行うよう留意し、ビジネス環境の改善に繋げる。特に、工業団地開発や工業団地への入居に関心を有する日本企業のニーズや意見を踏まえつつ、工業団地開発・運営に係る支援を行うこと。

#### (6) 日本企業投資誘致に関する他関係機関との連携

日本企業の投資誘致においては、今年 7 月に正式に開所したジェトロアディスアバ事務所との積極的な連携を図る。また、国際連合工業開発機関 (United Nations

Industrial Development Organization: UNIDO) の東京投資・技術移転促進事務所が、日本企業のエチオピア進出を支援するために現地人ビジネスアドバイザーを配置して各種現地サポートを提供しているところ、同アドバイザーとも適宜情報交換を行うこと。

#### (7) JICA 民間連携事業等を考慮した投資誘致支援

中小企業海外展開支援事業、協力準備調査 (BOP ビジネス連携促進)、民間連携ボランティア、ABE イニシアティブ等、JICA の多様な民間連携事業及び日本政府関係機関の支援策も考慮して、エチオピア政府による投資誘致の支援を実施すること。

#### (8) 他ドナーとの連携

世界銀行が EIC、IPDC、工業省をカウンターパート機関として先行実施している Competitiveness and Job Creation (CJC) Project (2014 年～2020 年、250 百万 US ドル) では、工業団地開発、工業団地関連の組織体制構築・法制度整備、FDI と国内企業のリンケージ創出等を支援している。エチオピア政府からの要請により、今後その支援内容は変更される可能性もあるが、世界銀行が実施中、実施済みの活動との重複を避ける一方で、相乗効果が得られるよう、世界銀行のコンサルタントとも適宜情報交換しつつ、効率的・効果的な協力のあり方を検討すること。

#### (9) 産業振興プロジェクトの他コンポーネントとの連携

エチオピア政府からの要請を受け、JICA は①産業政策対話、②投資促進・工業団地開発、③輸出振興の3つのコンポーネントから成る「産業振興プロジェクト」の実施についてエチオピア政府と合意し、本業務は②投資促進・工業団地開発の部分にあたる。3つのコンポーネントは、それぞれの業務実施契約に基づいて実施されるが、同じプロジェクト内での連携により各業務の有効性の強化、付加価値の追加を図ること。また①の政策支援に基づき、②と③で政策実施を行うことで政策の立案と実施の連携を図る観点から、①政策対話の内容を受けての柔軟な対応が求められる。

①と③については、既にプロジェクト研究として実施してきており、産業振興プロジェクトとしては①は2017年1月、③は2017年4月頃の業務開始を予定している。

#### (10) 業務実施体制

産業振興プロジェクト実施にあたっては、各コンポーネント毎に、合同調整委員会 (Joint Coordination Committee: JCC) を設置して関係機関との調整、プロジェクト活動の評価・モニタリングを行う。②投資促進・工業団地については、EIC 長官と IPDC 社長が共同議長を務める。①産業政策対話は首相顧問、③輸出振興は貿易省 閣務大臣がそれぞれ議長を務める。各 JCC は、最低年1回開催する。



#### (11) 現地コンサルタントの活用

効果的・効率的な情報収集・技術支援、EIC及びIPDCとの良好な関係構築のために、現地コンサルタントを積極的に活用すること。

#### (12) プロジェクトの柔軟性の確保

キャパシティ・ディベロップメントを目的とする技術協力プロジェクトでは、カウンターパート機関のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（カウンターパート機関との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることにする。

### 5. 業務の内容

JICAが想定する業務の流れは次のとおり。コンサルタントはより効果的、効率的に本業務の目的を達成する方法があれば、プロポーザルにて提案すること。

また、本業務は第1フェーズ（2017年1月～2019年12月）及び第2フェーズ（2020年1月～2021年12月）に分けて実施を行う。

#### 【第1フェーズ（2017年1月～2019年12月）】

##### (1) インセプションレポートの作成・説明

###### 1) インセプションレポートの作成

業務実施の基本方針、方法、項目、作業計画等をインセプションレポートとして取りまとめ、JICA産業開発・公共政策部及びJICAエチオピア事務所の承認を得る。

###### 2) インセプションレポートの説明・協議

インセプションレポートをEIC及びIPDCに説明し、内容について協議する。内容に修正の必要が生じた場合にはJICA産業開発・公共政策部及びJICAエチオピア事務所に確認した上で修正し、修正版について合意を形成する。

##### (2) 投資誘致戦略の確認・改善

###### 1) 投資誘致戦略の概要の確認

既に策定済みのEICの5ヵ年計画（2015年～2019年）等も参考にしつつ、重点国、重点産業、工業団地毎の個別方針、具体的実施事項、スケジュール等を確認する。投資促進に係る重要な判断・決定は、EICが事務局を務めるエチオピア投資理事会（Ethiopia Investment Board: EIB）によって行われており、EIBでの議論や決定

事項もフォローする必要がある。

## 2) 民間企業の投資動向の確認

投資促進分野の基礎情報収集・確認調査（2015年）で確認された、エチオピアにおける投資動向や投資ポテンシャルを踏まえ、FDIの最新動向を把握する。また、エチオピアの競合相手となりうる他国における産業集積・移転動向やサプライチェーン等を踏まえつつエチオピアの投資ポテンシャルをレビューする。また、日本企業でエチオピアに進出する可能性がみこまれる企業に対し、投資動向を確認する。

## 3) 投資誘致戦略の改善

上記1)及び2)の確認結果に基づき、エチオピアの現在の投資誘致戦略を評価し、投資インセンティブや優先産業等を含め、投資誘致戦略の改善に向けた提案を行う。

## (3) 投資誘致体制・機能の強化

### 1) 投資誘致体制・機能の確認

EIC内の投資誘致に関する体制（組織体制、職員数、予算等）・能力・所掌等を把握する。EICは、投資家に対しての一元的な窓口として投資のファシリテーションを行い、投資誘致を推進する機関となることが期待されているが、外務省のビジネス外交局（Business Diplomacy Directorate）も在外大使館を通じた投資誘致活動を行っている他、IPDCも工業団地のプロモーションを実施しており、関係機関の間の役割分担や連携方法についても確認する必要がある。

### 2) 投資相談対応における必要な機能の整理・強化

上記1)の確認結果も踏まえ、また他国の優良事例等も参考にしつつ、必要な機能を整理した上で、それらの機能を果たせるようにEICへの助言、能力強化支援を行う。投資家データベースの構築は、今後世界銀行が支援する予定なので、その進捗状況をフォローすると共に、整理した内容を世界銀行のコンサルタントとも共有する。

## (4) 投資家向け情報発信の強化

### 1) 投資家向け情報の整理

既にウェブサイトや投資ガイドは整備されているが、情報が不十分で適切に更新されていないため、投資家目線で有益な情報を見直す。アムハラ語のみで作成されている資料も多いため、ローカルコンサルタント等も活用して必要な情報の整理を支援する。

## 2) 広報ツールの作成・更新支援

### ① 広報ツール作成・更新支援対象

EIC担当者と共に重点的に活用する広報ツールを選定し、それらの作成・更新を支援する（費用については下記③参照）。広報ツールとしては、ウェブサイト、投資ガイド、ニュースレター、エチオピア航空機内誌等の外部メディアを想定しており、プロモーションビデオの制作は想定していない。

### ② 日本企業向け広報用資料の作成

上記で作成・更新した広報ツールに基づき、日本企業向けの日本語広報資料の作成を支援する。ジェットロの取り組みも確認し、ジェットロと共同で作成することも検討の上、企業ニーズに合った資料の作成を支援する（費用については下記③参照）。内容については投資先としてのエチオピアの紹介、投資インセンティブ、工業団地開発計画の概要、投資促進体制、各種ビジネス環境等を含めることとするが、主たる記載内容についてプロポーザルで提案すること。

### ③ 広報に係るパイロット活動経費

EICの自立的な機能の強化に資するものとするため、経費は原則としてEIC負担によるものとするが、パイロット的な活動を支援するために500万円を上限として費用を計上することを認める。

## 3) 日本企業向け投資活動の促進

### ① 日本企業向け投資セミナーの開催支援

EIC、在京エチオピア大使館、その他エチオピア政府関係機関が日本及びエチオピアにおいて開催する投資促進セミナーにあたってプレゼンテーション作成や案内状送付先リスト作成等の支援を行う。また5.（10）の本邦・第三国研修プログラムの中には投資促進セミナーの開催を含める。セミナーについては、最大100名規模として、会場借上費、講師料、資料印刷費の計上を認める。

### ② 在京エチオピア大使館への支援

在京大使館等が投資可能性のある日本企業と面談を行い、投資誘致活動を行う場合、効果的な活動がなされるようアドバイスを行う。

## (5) OSS の実施促進

### 1) OSS 実施状況の確認

各種許認可発行上の手続き及びOSSによる簡素化・一元化に関する既存文書を確認した上で、OSSの実態を確認する。なお、EIC本部及び各工業団地内にそれぞれOSSを設置することとしており、それぞれのサービス範囲、具体的な内容・手続き、

サービス提供体制、サービス実態等を確認する。

## 2) OSS 改善ニーズの把握

工業団地に入居中・入居予定の外国企業、エチオピアにて事業活動中あるいは進出検討中の日本企業等からのヒアリングを通して、また実際にサービス提供を行っている EIC 及び他関係機関職員からのヒアリングも参考にして、現状の OSS の問題点や改善ニーズを把握する。

また同時に、国際スタンダードに照らしてエチオピアの OSS がどこまで目指すのかを EIC が議論・判断するための支援を行う。具体的には、第三国視察等を早い段階で実施して他国の事例を紹介すると共に、OSS の国際スタンダードに関する研修を実施すること等が考えられる。

## 3) OSS の改善

上記 1) 及び 2) を踏まえ、OSS の改善策を検討・提案し、改善策実行に向けた支援を行う。必要に応じて、有効な OSS に必要な各種許認可等の行政サービスを再整理し、それらサービスを提供するための体制・制度の構築支援を行う。OSS の IT システム構築は EU が支援する予定なので、その進捗状況をフォローすると共に、OSS に関わる確認内容や改善策等は適宜 EU のコンサルタントとも共有する。

## (6) 工業団地開発の規制に係る制度の運用

工業団地開発に係る法制度の構築、各種法令 (Regulation、Directives) のドラフト作成は世界銀行が支援しており、JICA はその運用の支援が求められている。各種法令には、サイトやデベロッパーの選定・投資許認可基準、工業団地の開発手順やタイムライン、デベロッパーの権利と義務、労働基準、建築基準、環境社会配慮基準、OSS 手続き、投資インセンティブ、税関手続き等の内容が含まれる。運用支援にあたっては、法制度・各種法令のレビュー、EIC 及び世界銀行への確認を行った上で、運用体制の構築、業務フローの確立、各種マニュアルの整備等の支援を行い、必要に応じて法制度・各種法令の課題を整理する。

## (7) 省庁横断的なビジネス環境改善の実施促進

### 1) ビジネス環境改善に向けた取組状況の確認

世界銀行が毎年発表している Doing Business ランキングにおいてエチオピアは今年 189 カ国中 146 位であり (<http://www.doingbusiness.org/data/explore/economies/ethiopia>)、エチオピア政府はその順位を大幅に上げるべく、今年初めに関係閣僚を集めたワークショップを開催して今後実施すべきことを議論しているため、その取組状況をフォローする。また、これまで世界銀行グループ国際金融

公社 (International Finance Corporation: IFC) が Investment Climate Program (2013年～2017年、10.5百万USドル) を通して投資・税関手続きや物流の改善支援、投資政策提言、官民対話フォーラムの実施支援を行っている他、Tony Blair Africa Governance Initiative が EIC にコンサルタントを派遣してビジネス環境改善支援を行っているため、それらの内容や実施状況も確認する。

## 2) ビジネス環境改善への助言

上記 1) も踏まえ、ビジネス投資環境改善に向けた助言を行う。助言にあたっては外資系企業のニーズ、国際的なデータ比較やエチオピアが達成すべき目標 (ベンチマーク) に基づく現状分析を行った上で、改善点を明確化する。また、改善を進めるにあたって参考になる他の途上国の優良事例を整理し、紹介する。

エチオピア政府は既にオランダ、米国、中国、インド、EU 等の主要投資国とは定期的に投資対話フォーラムを開催しており、同フォーラムで出た苦情への対応も図っているため、可能な限り同フォーラムにも参加して現状把握・助言を行う。

重要な課題については、物流に要する時間の測定や各種法制度の課題等現状を分析して改善方法を洗い出すための調査を実施する。調査項目については EIC と共同で選定することとし、再委託を認める。なお、見積りに当たっては、当該調査費用として、1 件あたり上限 500 万円、2 件分の調査費を計上すること。

## 3) 関係省庁・機関との連携体制の構築

ビジネス投資環境改善策を実施するために、エチオピア関税歳入庁 (Ethiopia Revenue and Customs Authority: ERCA)、労働・社会問題省 (Ministry of Labour and Social Affairs)、エチオピア国立銀行 (National Bank of Ethiopia)、エチオピア開運物流サービス会社 (Ethiopia Shipping & Logistics Service Enterprise: ESLSE) 等の関係省庁・機関や各州政府との連携・調整体制の構築を支援する。具体的には、まず関係省庁・機関・州政府を集めてワークショップを開催し、関係者間で改善方向の共有を図る。その後は EIC を事務局として四半期に一回程度の定期会合を開催し、具体的な改善策実施の評価・モニタリングを行い、EIB に報告する。

## (8) 工業団地開発計画の強化

### 1) 全国マスタープランの策定支援

IPDC は既に操業中のボレレミ 1 を含め全国 13 ヲ所の工業団地開発計画を進めているが、全国マスタープランは存在しない。そのため IPDC は、一年間ローカルコンサルタントを雇用して全国工業団地開発計画調査を実施する予定であり、JICA にその側面支援を強く求めている。調査自体はエチオピア側による実施予定なので、

本業務では、ローカルコンサルタントへの発注内容の精査・助言、調査プロセスの管理支援、調査結果の分析支援等を行う。

## 2) フィージビリティスタディの研修実施

工業団地開発に係る法制度がまだ未整備であるため、フィージビリティスタディの実施はまだ義務化されておらず、現時点では世界銀行が支援中のボレレミ2とキリント以外は実施されていない。しかし今後は各工業団地予定地のフィージビリティスタディの実施が義務化される予定であり、IPDCもその対応が求められる。まずは今後発行される予定のサイト選定に関する法令に基づき、IPDC内の手続きを整理した上で必要な資料を作成する必要がある。フィージビリティスタディの実施自体はコンサルタントに発注することが想定されるため、IPDCに対しては上記資料の作成支援の他、仕様書の作成方法、成果物の確認方法、標準的な調査機関の設定、オフサイトインフラ関係機関との調整等についての研修を必要に応じて行う。

## 3) 地域経済貢献・雇用創出策の実施支援

上記1)及び2)にあたっては、工業団地に係る法制度の順守に限定されず、地域経済貢献・雇用創出の視点から適宜助言を行う。また、フィージビリティスタディの結果等に基づき、具体的な地域経済貢献・雇用創出策を提案し、関係者間で共有・議論した上で、その実施を支援する。他国の事例等により、現時点で考えられる方策がある場合には、プロポーザルにおいて提案すること。

## (9) 工業団地開発プロセスの強化

### 1) 工業団地開発プロセスの確認及び課題の抽出

工業団地開発に係る各種法令(Regulation、Directives)のドラフト内容を確認すると共に、現在開発中のメケレ、コンボルチャ、アダマの工業団地の開発プロセス、及びボレレミ2、キリント等の開発計画を確認する。同時に、既に操業中のボレレミ1、2016年9月以降操業開始予定のハワサ工業団地のオン・オフサイトのインフラの品質等も確認し、課題を抽出する。

### 2) 工業団地開発計画策定ガイドラインの作成

工業団地開発に係る各種法令に基づき、個別の工業団地開発にあたっての計画策定ガイドラインを作成する。ガイドラインの内容は、開発プロセス、財務計画、土地利用、オンサイトインフラ(工業団地内)及びオフサイトインフラ(工業団地外)の内容・設計基準、工業団地計画(ゾーニング、倉庫・レンタル工場・入居者共通施設等)を想定しているが、プロポーザルにおいて提案すること。なお、実施に際しては上記1)で抽出した課題に対応する内容も含めること。またエチオピア政府

は環境に優しい「エコ工業団地」を目指しており、IPDCは環境に優しい工業団地の設計基準の設定を模索しているところ、情報提供・助言を行う。

### 3) 建設業者・コンサルタントとの契約内容の改善

現在 IPDC は、詳細設計・資材調達・建設を一括発注するデザイン・ビルド契約を志向しており、ハワサ、メケレ、コンボルチャの工業団地は既に大手中国企業とのデザイン・ビルド契約で進められている。コンサルタントについてはこれまでエチオピア企業（MH Engineering Plc.）と契約しており、同社が詳細設計の内容を確認し、IPDC に報告を行っている。この手法ではコンサルタントとの契約内容が工業団地インフラの品質管理にあたって重要な役割を担うため、現在の IPDC とコンサルタントの契約内容を確認し、必要な品質が確保される体制を提案する。また、デザイン・ビルド契約における各種設計基準の扱い、瑕疵担保責任等 IPDC と建設業者との契約内容についてもレビューを行い、インフラの品質担保に向けた改善を提案する。上記を踏まえ、IPDC とアクションプランを検討・実施する。

### 4) 関係機関との連携体制の構築

- ① 土地の取得、住民移転、工業団地へのアクセス道路整備、その他工業団地外の関連開発、地域経済貢献策等について、各州政府や地方自治体との連携体制構築を支援する。具体的には、まず現在開発中のメケレ、コンボルチャ、アダマの工業団地について、IPDC 社員を支援し、関係機関との調整を進め、IPDC と関係機関間の役割分担、業務フロー及び調整プロセスを明確にする。その際、地元政府・住民との十分な合意に基づいて進められるよう支援する。
- ② 特に土地の取得と住民移転に関しては、各工業団地についてこれまでの経緯と現状を把握し、IPDC と協議を行い、改善が必要と判断される場合には、その対応策の検討・実施を支援する。
- ③ これまで IPDC は工業団地内の開発に注力しており、工業団地外について十分な調整が出来ていない点が課題としてあげられているが、電気、上下水道、通信等のオフサイトインフラについても、エチオピア電力事業（Ethiopia Electric Utility）や各州・都市の水関連機関等との役割分担、業務フロー及び調整プロセスを明確化し、必要な品質のオフサイトインフラが開発スケジュールにあわせて整備される体制の構築を支援する。

### (10) 工業団地プロモーションの促進

既に IPDC が策定済みの Industrial Parks Marketing and Promotion Strategy の内容を見直し、その実施を支援する。エチオピアの産業振興や FDI 促進を図る上での工業団地の位置づけを踏まえ、投資誘致における EIC と IPDC 間の役割分担や

連携体制を確認し、5. (3)の投資家向け情報発信の強化との関係も踏まえ、工業団地プロモーションのあり方を検討する。工業団地別のプロモーションにあたって必要な情報についてプロポーザルにおいて提案すること。

#### (1 1) 工業団地管理運営の強化

##### 1) 工業団地管理運営体制の改善

①既に IPDC が作成済みの Standard Operation Procedure、②IPDC と入居企業間のテナント契約、③IPDC と工業団地運営管理委託先業者間の委託契約の内容を見直し、改善に向けた助言をする。②と③については、既に契約が締結されており、IPDC が今後の基準とする予定のハワサ工業団地のものを対象とする。

また、①の内容の実施促進のために、IPDC 本部社員及び各工業団地駐在 スタッフ向けの研修を実施するとともに、内容の更新を支援する。

##### 2) オフサイトインフラ整備機関との標準契約内容の見直し及び維持管理マニュアルの作成

現在操業中のボレレミ 1 と 2016 年 7 月に開所したハワサ工業団地におけるインフラの維持管理状況を踏まえ、オフサイトインフラ整備機関との標準契約内容の見直し及び工業団地インフラ・施設の維持管理マニュアルを作成する。インフラの維持管理の外部委託の可能性も踏まえ、外部委託を行う際の標準契約内容の作成を行い、維持管理マニュアルに含める。同マニュアルの内容を説明するための研修を実施すると共に、マニュアルに従って IPDC スタッフと共に実際のインフラ維持管理にあたる。

##### 3) 入居企業向けアフターケアサービスの実施支援

既に IPDC が作成済みの Strategy Plan for Investor Aftercare の内容を見直し、その実施を支援する。実施内容の徹底及び実施促進のために、IPDC 本部社員及び各工業団地駐在スタッフ向けの研修を実施する。また、定期的に入居企業からのヒアリングを行い、レポートとしてまとめて IPDC に提出し、アフターケアサービスの改善に向けた助言を継続的に行い、Strategy の更新を支援する。

#### (1 2) FDI と国内企業のリンケージ創出支援

エチオピア政府は GTP2 において製造業の強化及び国内民間企業の振興を目指しており、国内民間企業の競争力向上にあたって、FDI 企業と国内企業のリンケージ創出は重要課題の一つとなっている。他国の優良事例等も参照しつつ、リンケージ創出の仕組み作りを支援する。例えば FDI 企業の現地調達に関するニーズ把握を行うとともに、エチオピアカイゼン機構、金属産業振興機構、エチオピア開発銀行等エチオピア国内企業の



振興機関と連携し、現地サプライヤーの情報提供・紹介システムの構築やFDI企業のニーズに沿った民間企業的能力強化等が考えられる。プロポーザルにおいて、リンケージ創出のための施策についてアイデアを提案するとともにアイデアのうち、EIC/IPDCの活動内容及び本事業における活動項目についても提案すること。なお、協力の実施に際しては、世界銀行もリンケージ創出に取り組み始めているので、適宜情報共有・協働しながら進めること。

### (13) 本邦・第三国研修

#### 1) 本邦・第三国研修プログラムの作成

日本及び第三国（アジア諸国等）における投資誘致・投資環境整備の好事例、工業団地の開発・運営の事例等を学び、エチオピアの投資誘致及び工業団地開発・運営に生かすことを目的とした研修プログラムを立案する。

本邦招聘においては同プログラムに投資促進セミナーを組み込むことで、エチオピアへの投資を日本企業に向けてプロモーションするOJTを兼ねるものとする。視察プログラムへの参加者はEICとIPDCの職員を想定しているが、他関連機関も含めることで、関係機関との情報・知見の共有、連携の推進を図ることも考えられる。コンサルタントは、第3国の対象国も含め本研修プログラムの概略についてプロポーザルにて提案すること。なお、見積にあたっては、3回実施（日本及び第三国を訪問）、1回2週間程度、1回の参加者10名程度を想定した費用を計上すること。研修実施にかかる経費については、「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン」（[https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000pwqg3-att/tra\\_201606\\_guide.pdf](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000pwqg3-att/tra_201606_guide.pdf)）に従い、「研修実施」に係る見積もりを提出すること。

#### 2) 研修プログラムの実施

立案したプログラムに沿って、研修プログラムを実施する。具体的な業務は以下のとおり。

- ① 各種準備手続き：航空券の手配\*、査証の手配\*、空港送迎\*、宿舎手配、保険加入手続き\*、参加者に対する日当・諸経費の支給\*、日程に基づく参加者の移動手配、研修日程の作成、面談先の手配、関連資料の作成等（\*については本邦研修の場合はJICA国内機関が実施）
- ② 研修プログラムの実施・監理：研修日程に基づく参加者の引率、面談における通訳、参加者への各種伝達及び関係者間の連絡・報告・調整、参加者の病気・怪我等緊急事態や各種トラブルへの対応等

### (14) プロGRESSレポートの作成

最低年1回開催するJCCにおいて配布するプロGRESSレポートをEIC・IPDCとともにJCC開催の1ヵ月前までに作成し、JICA産業開発・公共政策部及びJICAエチオピア事務所の承認を得る。なお、プロGRESSレポートにはレポートの冒頭に要約を入れるとともに、各種活動結果の概要、作成した文書等の資料を含めること。また、JCCにおいて意思決定を行う論点についても簡潔に整理した上で記載すること。プロGRESSレポートについては提出に先立ち、目次案をJICA産業開発・公共政策部及びJICAエチオピア事務所に提出し、承認を得ること。

#### (15) 第1フェーズ業務完了報告書の作成

第1フェーズの成果をとりまとめた業務完了報告書を作成し、JICA産業開発・公共政策部及びJICAエチオピア事務所の承認を得る。

#### 【第2フェーズ(2020年1月～2021年12月)】

#### (16) 第1フェーズ成果のモニタリング及びフォローアップ

第1フェーズで実施した業務のモニタリング及びフォローアップを実施し、持続性の向上を図る。また、持続性向上の観点から追加的な支援が必要となった場合には契約変更のうえ、実施を行う。

#### (17) プロGRESSレポートの作成

最低年1回開催するJCCにおいて配布するプロGRESSレポートをEIC・IPDCとともにJCC開催の1ヵ月前までに作成し、JICA産業開発・公共政策部及びJICAエチオピア事務所の承認を得る。なお、プロGRESSレポートにはレポートの冒頭に要約を入れるとともに、各種活動結果の概要、作成した文書等の資料を含めること。また、JCCにおいて意思決定を行う論点についても簡潔に整理した上で記載すること。プロGRESSレポートについては提出に先立ち、目次案をJICA産業開発・公共政策部及びJICAエチオピア事務所に提出し、承認を得ること。

#### (18) ファイナルレポートの作成

本業務の成果をドラフト・ファイナルレポートとして取りまとめ、JICA産業開発・公共政策部及びJICAエチオピア事務所に説明し、了承を得た上で、JCCを開催し、エチオピア側関係機関からのコメントを受けて修正等を行い、ファイナルレポートとして取りまとめる。

## 6. 成果品等

### (1) 報告書

コンサルタントは本業務の各段階において以下の報告書を作成・提出する。なお、本

契約における成果品は第1フェーズについては第1フェーズ業務完了報告書、第2フェーズについてはファイナルレポートとする。

	レポート名	提出時期	部数など
ア	インセプションレポート	2017年1月上旬	和文5部 英文20部
イ	プログレスレポート	JCC開催時 (第1フェーズ)	和文5部 英文20部
ウ	第1フェーズ業務完了報告書	2019年12月	和文5部
エ	プログレスレポート	JCC開催時 (第2フェーズ)	和文5部 英文20部
オ	ドラフト・ファイナルレポート	2021年9月上旬	和文5部 英文20部
カ	ファイナルレポート	2021年12月上旬	和文5部 英文20部

## (2) 報告書の仕様

- 1) 報告書（事業完了報告書を除く）の作成仕様は、A4版、ワープロ打ち、両面コピー、章毎改頁の編集とし、原則簡易製本とする。
- 2) ファイナルレポートの仕様（印刷・製本及び電子化の仕様）は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」（[http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/pdf/ind\\_guide12\\_01.pdf](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/pdf/ind_guide12_01.pdf)）を参照し、製本する。

## (3) 報告書作成にあたっての留意点

- 1) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述し、必要に応じ図や表を活用する。また、英文等の外国語についてもネイティブ・スピーカー等によるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。報告書本文中で使用するデータ及び情報については、その出典を明記する。
- 2) 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適用年月日及び略語表を目次の次の頁に記載する。
- 3) 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるよう工夫を施す。

## (4) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、JICAに提出する。

(5) 収集資料

業務終了時に契約期間中に収集した資料及びデータを提出する。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 調査工程

本業務は2017年1月上旬に開始し、2021年12月下旬に終了することを目途とする。契約は、第1フェーズ（2017年1月～2019年12月）と第2フェーズ（2020年1月～2021年12月）に分けて締結する。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### （1）業務量の目安

業務量は、全体109M/Mを目処とし、効率的、かつ効果的な実施方法を提案する。

##### （2）業務従事者の構成（案）

本業務には以下に示す各分野の専門家が参加することを想定している。なお、担当分野の変更・追加または統合・分割が必要と考えられる場合は、明確な理由とともに、上記の業務量を超えない範囲においてプロポーザルにて提案する。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括／投資促進戦略・ビジネス環境改善戦略（2号）
- 2) 投資誘致・マーケティング
- 3) 投資許認可・ワンストップサービス・工業団地規制監督
- 4) 工業団地運営管理・アフターケア・リンゲージ
- 5) 工業団地開発計画／インフラ開発・維持管理体制（2号）
- 6) 工業団地インフラ開発（電力・通信）
- 7) 地域経済／雇用創出（3号）
- 8) 環境・社会配慮
- 9) 業務調整／工業団地運営管理

#### 3. 参考資料

##### （1）エチオピア投資促進分野情報収集結果報告書（2015年12月）

[http://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv\\_partner/ku57pq000016s6az-att/toushi\\_eth\\_01.pdf](http://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv_partner/ku57pq000016s6az-att/toushi_eth_01.pdf)

##### （2）日本企業向けエチオピア投資情報（2015年12月）

<http://www.grips.ac.jp/forum/pdf16/EthiopiaInfoKIT2016J.pdf>

#### 4. 配布資料

- (1) エチオピア国産業政策対話に関する調査最終報告書 (2011年12月)
- (2) エチオピア国産業政策対話に関する調査 (フェーズ2) 調査報告書 (2016年8月)
- (3) エチオピア工業団地開発専門家出張報告
- (4) Industrial Parks Marketing and Promotion Strategy
- (5) IPDC Standard Operation Procedure
- (6) IPDC Strategy Plan for Investor Aftercare
- (7) Documents on Industrial Parks Regulations (2016年7月)

#### 4. 現地再委託

上記5. (7) 1)については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO・現地施工業者等に再委託して実施することを認める。その他の業務について現地再委託の実施によることが適当と判断する場合にはプロポーザルにおいて提案すること。

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施・監督方法等につき、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。

#### 5. その他留意事項

##### (1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

##### (2) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAエチオピア事務所、在エチオピア日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。現地作業中における安全管理体制はプロポーザルに記載する。また、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

当地では2016年10月8日付で非常事態宣言が発令されており、デモ・ストライキの禁止、開発プロジェクト及び工場地帯への夜間立入禁止等に加えて、当局は裁判所令状なしで家宅捜査や身柄の確保を行うことができる点が発表されている。また今後も、さらなる外出禁止の可能性等があるため、十分に注意する。

## 6. 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

